

第 6 画像診断 遠隔画像診断による写真診断（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、  
基本的エックス線診断料（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、  
核医学診断及びコンピューター断層診断の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 8 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 71 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 8 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 8 号）

告示	通知
<p><b>2 遠隔画像診断による写真診断（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、核医学診断及びコンピューター断層診断の施設基準</b></p> <p>(1) 送信側</p> <p>離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(2) 受信側</p> <p>イ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。</p> <p>ロ 遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>	<p><b>第 32 遠隔画像診断</b></p> <p><b>1 遠隔画像診断に関する施設基準</b></p> <p>(1) 送信側（画像の撮影が行われる保険医療機関）においては以下の基準を全て満たすこと。</p> <p>ア 画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を有しており、受信側の保険医療機関以外の施設へ読影又は診断を委託していないこと。</p> <p>イ 関係学会の定める指針に基づく画像診断管理を行っていることが望ましい。</p> <p>(2) 受信側（画像診断が行われる病院である保険医療機関）においては以下の基準を全て満たすこと。ただし、歯科診療に係る画像診断については、歯科画像診断管理加算の要件を満たしていれば足りるものであること。</p> <p>ア 画像診断管理加算 1、2、3 又は 4 に関する施設基準を満たすこと。</p> <p>イ 特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院又は基本診療料の施設基準等別表第 6 の 2 に規定する地域に所在する病院であること。</p> <p>ウ 関係学会の定める指針に基づく画像診断管理を行っていることが望ましい。</p> <p><b>2 届出に関する事項</b></p> <p>遠隔画像診断の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 34 又は様式 35 を用いること。なお、届出</p>

	については、送信側、受信側の双方の医療機関がそれぞれ届出を行うことが必要であり、また、送信側の医療機関の届出書については、受信側に係る事項についても記載すること。
--	---

## **基本診療料の施設基準等 別表第6の2 厚生労働大臣が定める地域**

- 1 北海道日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町の地域
- 2 北海道富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町及び占冠村の地域
- 3 北海道稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町及び幌延町の地域
- 4 北海道紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町の地域
- 5 北海道根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の地域
- 6 青森県五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の地域
- 7 青森県むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の地域
- 8 岩手県花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の地域
- 9 岩手県大船渡市、陸前高田市及び住田町の地域
- 10 岩手県久慈市、普代村、野田村及び洋野町の地域
- 11 岩手県二戸市、軽米町、九戸村及び一戸町の地域
- 12 秋田県大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村の地域
- 13 山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の地域
- 14 埼玉県秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町の地域
- 15 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の地域
- 16 新潟県十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町の地域
- 17 新潟県佐渡市の地域
- 18 石川県輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の地域
- 19 福井県大野市及び勝山市の地域
- 20 山梨県市川三郷町、早川町、身延町、南部町及び富士川町の地域
- 21 岐阜県高山市、飛騨市、下呂市及び白川村の地域
- 22 愛知県新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の地域
- 23 三重県尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町の地域
- 24 滋賀県高島市の地域
- 25 兵庫県豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町の地域
- 26 奈良県五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の地域
- 27 島根県雲南市、奥出雲町及び飯南町の地域
- 28 島根県大田市、川本町、美郷町及び邑南町の地域
- 29 島根県海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町の地域
- 30 岡山県真庭市及び新庄村の地域
- 31 香川県小豆郡の地域
- 32 長崎県五島市の地域
- 33 長崎県小値賀町及び新上五島町の地域
- 34 長崎県壱岐市の地域
- 35 長崎県対馬市の地域

- 36 鹿児島県西之表市及び熊毛郡の地域
- 37 鹿児島県奄美市及び大島郡の地域
- 38 沖縄県宮古島市及び多良間村の地域
- 39 沖縄県石垣市、竹富町及び与那国町の地域

上記のほか、

離島振興法第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法第 3 条第 3 号に規定する離島の地域に該当する地域